

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

| 件名 | 「桐生市公共施設等総合管理計画」個別計画骨子 |
|-----------|---|
| 意見募集の趣旨 | <p>桐生市では、1970年代から1980年代前半にかけて集中的に建物を整備しており、建設後30年以上経過した施設が全体の7割近くを占めています。市民一人当たりの市有建物の延床面積は(※)類似団体の約1.8倍となっています。</p> <p>一方で、少子高齢化による人口減少の時代を迎え、社会保障関係費の増加や税収の落ち込みが予想され、公共施設等への投資力が低下し、施設のサービスや機能を現状のまま維持・更新していくことが困難な状況となることが予測されます。また、人口減少に伴う公共施設利用者の減少が見込まれる中、現在の規模を維持していくことは効率的ではなく、公共施設等の維持管理費が財政を圧迫し、他の行政サービスの質・量の低下を招きかねません。</p> <p>こうした中、公共施設等を取り巻く課題の解決に向けた今後の取り組みに対する基本的な考え方を示すため、平成29年3月に「桐生市公共施設等総合管理計画」を策定しました。本市の公共施設等における現状を踏まえ、施設総量は縮減せざるを得ませんが、施設の複合化や多機能化などにより、利便性の向上を目指してまいります。</p> <p>今後は、計画の着実な推進を図るため、施設類型ごとに個別計画を策定し、各施設の管理の方向性を具体的に示していく予定ですが、策定に当たっては市民の皆様の御意見を参考にしたいと考えております。</p> <p>つきましては、管理の方向性に関する現時点での基本的な考え方を個別計画の骨子としてとりまとめましたので、広く市民の皆様の御意見を募集いたします。</p> <p>※人口規模や産業構造が類似する他の自治体</p> |
| 意見を提出できる人 | <ol style="list-style-type: none">1 市内に住所を有する個人、法人2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体3 市内の事務所又は事業所に勤務する人4 市内の学校に在学する人5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体 |
| 意見の募集期間 | 平成 30 年 6 月 4 日 (月) ～ 7 月 4 日 (水) |

| | |
|---------|--|
| 意見の提出方法 | <p>住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません）。なお、決められた書式はありません。</p> <p>(1) 直接提出・・・桐生市役所 3 階企画課へ提出してください（土、日曜日、祝日、年末年始（期間中に含む場合）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）。</p> <p>(2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市織姫町 1 番 1 号 桐生市役所企画課あて送付してください。</p> <p>(3) ファクシミリ・・・0277-43-1001 へ送信してください。</p> <p>(4) 電子メール・・・kikaku@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。</p> <p>※電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けません。</p> |
| 参考資料 | 桐生市公共施設等総合管理計画（概要版） |
| 担当 | <p>総合政策部 企画課 企画担当</p> <p>電話 0277-46-1111（内線 525）</p> |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ・結果の公表にあたっては、提出していただいたご意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報公表しません。 ・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。 ・提出していただいたご意見に対しての個別回答はいたしません。 |